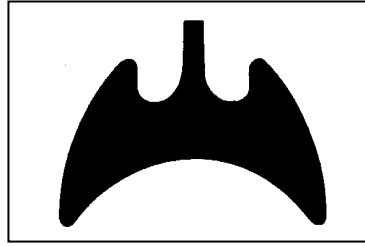


市 章



1917年（大正6年）7月制定

福山城跡のある城山は、もと蝙蝠（こうもり）山と言われ、蝠は福に通ずることから福山と言われました。その蝙蝠と山をかたどったものです。

福山市民憲章

私たちは 恵まれた自然の中に育った 福山の市民です
私たちの福山市は たくましい市民の不屈の精神によって築かれ 大きく発展しつづけている希望の町です

私たちは 福山市民であることに誇りと責任をもち
お互いのしあわせをねがい よい市民となるために市民憲章を定め 心のよりどころとします

- 1 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう
- 1 小さな親切を 勇気をもって行ないましょう
- 1 きまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 1 子どもたちのために 明るい家庭と美しい町をつくりましょう
- 1 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう
- 1 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう

1966年（昭和41年）11月3日制定

1983年（昭和58年）4月1日改定